

ID: 49

担当部署: 教育委員会 北国博物館 業務係

処分の概要	資料の館外貸出の許可		
例規名 根拠条項	名寄市博物館条例施行規則 第4条		
例規番号	平成18年教育委員会規則第34号		
<p>【根拠条文】 (資料の館外貸出) 第4条 教育委員会が適当と認めた場合は、博物館の資料(以下「資料」という。)の館外貸出をすることができる。 2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ博物館資料貸出許可申請書(別記様式第3号)を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日